

# 山梨県公報

第二千五百七十七号

山梨県告示第三十号

平成二十八年  
二月一日  
月曜日

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。  
平成二十八年二月一日

山梨県知事 後藤 藤

斎

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定.....四三
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定.....四二
- 県営土地改良事業計画の決定.....四二

### 公告

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定.....四三
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出.....四七
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出.....四九
- 平成二十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度.....五〇
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出.....五〇

## 告示

### 山梨県告示第二十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月一日

山梨県知事 後藤 藤

斎

一 指定する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十六番一及び中巨摩郡昭和町築地新居字

市玉川字永光河原千六百二十六番六並びに中巨摩郡昭和町築地新居字大島千百八十八番一及び千百九十九番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 硫素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 指定する区域において講すべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村災害対策整備事業 山風呂地区)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対し異議があるときは、これを申し立てることができること。

平成二十八年二月一日

山梨県知事 後藤 藤

斎

#### 一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十八年二月二日から同年三月一日まで

#### 三 縦覧場所

上野原市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十八年三月二日から同年三月十六日まで

## 公告

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

平成二十八年二月一日